

新潟市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 10 月 10 日

新潟市長

中原 八一

新潟市条例第 64 号

新潟市体育施設条例の一部を改正する条例

新潟市体育施設条例（昭和 39 年新潟市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 のうち 1（1）の表中備考以外の部分を次のように改める。

（1） 体育館、体育室、トレーニング室並びに陸上競技場及び補助競技場

体育施設名	利用者	区分	単位	使用料の額 (円)
新潟市豊栄総合体育館	小学生、	普通券	1 回	1 3 0
新潟市北地区スポーツセンター	中学生及	回数券	1 1 枚	1, 3 0 0
新潟市東総合スポーツセンター	び 6 5 歳	定期券	1 か月	1, 3 0 0
新潟市下山スポーツセンター	以上の者		3 か月	3, 1 2 0
新潟市鳥屋野総合体育館			6 か月	4, 6 8 0
新潟市亀田総合体育館			1 2 か月	6, 7 6 0
新潟市横越総合体育館	上に掲げ	普通券	1 回	3 1 0
新潟市秋葉区総合体育館	る者以外	回数券	1 1 枚	3, 1 0 0
新潟市西総合スポーツセンター	の者（未	定期券	1 か月	3, 1 0 0
新潟市黒埼地区総合体育館	就学児を、		3 か月	7, 4 4 0
新潟市西川総合体育館	除く。）		6 か月	1 1, 1 6 0
新潟市西川体育センター			1 2 か月	1 6, 1 2 0
新潟市中之口体育館				
新潟市陸上競技場	小学生、	普通券	1 回	1 3 0

中学生及び65歳以上の者	回数券	11枚	1,300
	定期券	1か月	1,300
		3か月	3,120
		6か月	4,680
		12か月	6,760
高校生（中等教育学校の後期課程の生徒を含む。以下同じ。）	普通券	1回	150
	回数券	11枚	1,500
	定期券	1か月	1,500
		3か月	3,600
		6か月	5,400
		12か月	7,800
	上に掲げる者以外の者（未就学児を除く。）	普通券	1回
回数券		11枚	3,100
定期券		1か月	3,100
		3か月	7,440
		6か月	11,160
	12か月	16,120	

別表第2のうち1(2)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(2) クライミングルーム

体育施設名	利用者	区分	単位	使用料の額 (円)
新潟市東総合スポーツセンター	小学生、 中学生及	普通券	1回	130
		回数券	11枚	1,300

	び65歳 以上の者	定期券	1か月	1,300	
			3か月	3,120	
			6か月	4,680	
			12か月	6,760	
	上に掲げ る者以外 の者（未 就学児を 除く。）	普通券	1回	370	
			回数券	11枚	3,700
			定期券	1か月	3,700
				3か月	8,880
		6か月	13,320		
		12か月	19,240		

別表第2のうち1(3)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(3) 屋内プール及び屋外プール

体育施設名	利用者	区分	単位	使用料の額 (円)	
新潟市下山スポーツセンター 新潟市鳥屋野総合体育館 新潟市亀田総合体育館 新潟市西総合スポーツセンター	小学生、 中学生及 び65歳 以上の者	普通券	1回	250	
		回数券	11枚	2,500	
		定期券	1か月	2,500	
			3か月	6,000	
	6か月		9,000		
			12か月	13,000	
	上に掲げ る者以外 の者（未 就学児を	普通券	1回	610	
			回数券	11枚	6,100
			定期券	1か月	6,100
				3か月	14,640

	除く。)		6か月	21,960
			12か月	31,720
新潟市新津B&G海洋センター	小学生、	普通券	1回	130
新潟市味方B&G海洋センター プール	中学生及 び65歳 以上の者	回数券	11枚	1,300
新潟市中之口B&G海洋センター プール	上に掲げ る者以外 の者(未 就学児を 除く。)	普通券	1回	250
		回数券	11枚	2,500

別表第2のうち1(4)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(4) 武道館及び武道場(柔道場、剣道場、柔剣道場、弓道場及び相撲場を含む。)

体育施設名	利用者	区分	単位	使用料の額 (円)
新潟市鳥屋野総合体育館	小学生、	普通券	1回	130
新潟市亀田総合体育館	中学生及	回数券	11枚	1,300
新潟市横越総合体育館	び65歳	定期券	1か月	1,300
新潟市新津地域学園	以上の者		3か月	3,120
新潟市新津武道館			6か月	4,680
新潟市小須戸武道館			12か月	6,760
新潟市味方体育館	上に掲げ	普通券	1回	310
新潟市黒埼地区総合体育館	る者以外	回数券	11枚	3,100
新潟市中之口体育館	の者(未	定期券	1か月	3,100

	就学児を 除く。)	3か月	7,440
		6か月	11,160
		12か月	16,120

別表第2のうち1(5)の表を次のように改める。

(5) アーチェリー場

体育施設名	利用者	区分	単位	使用料の額 (円)
新潟市西総合スポーツセンター	小学生、 中学生及 び65歳 以上の者	普通券	1回	130
		回数券	11枚	1,300
		定期券	1か月	1,300
			3か月	3,120
			6か月	4,680
			12か月	6,760
	上に掲げ る者以外 の者(未 就学児を 除く。)	普通券	1回	310
		回数券	11枚	3,100
		定期券	1か月	3,100
			3か月	7,440
			6か月	11,160
			12か月	16,120

別表第2のうち2の表を次のように改める。

2 専用利用及び附属設備

(1) 新潟市豊栄総合体育館

ア 体育館

(ア) 専用利用

室名	利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1時間につき）（円）
大体育室	スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	4,240
			入場料を徴収する場合	8,480
		営利又は営業を目的とする場合	—	55,120
	上に掲げるものの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	16,960
			入場料を徴収する場合	33,920
		営利又は営業を目的とする場合	—	55,120
中体育室	スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	1,210
			入場料を徴収する場合	2,420
		営利又は営業を目的とする場合	—	15,730
	上に掲げるもの	営利又は営業	入場料を徴収し	4,840

の以外の各種 の行事及び集 会の利用	を目的としな い場合	ない場合	
		入場料を徴収す る場合	9,680
	営利又は営業 を目的とする 場合	—	15,730

備考 大体育室の利用が大体育室の面積の2分の1の面積の利用である場合の使用料の額は、この表に規定する使用料の額の2分の1の額とする。

(イ) 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額 (円)
会議室1	—	冷暖房設備を利 用しない場合 1時間につき	370
		冷暖房設備を利 用する場合 1 時間につき	610
会議室2	—	冷暖房設備を利 用しない場合 1時間につき	310
		冷暖房設備を利 用する場合 1 時間につき	430
冷暖房 (大体育室)	—	1時間につき	2,420
冷暖房 (中体育室)	—	1時間につき	1,210

照明設備（大体育室）	全点灯	1時間につき	1,210
電光得点板	一式	1回	1,210
放送設備	一式	1回	1,210

イ テニスコート

(ア) 専用利用

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1面1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	970
		入場料を徴収する場合	1,940
	営利又は営業を目的とする場合	—	12,610

(イ) 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額（円）
照明設備	1面	1時間につき	730

(2) 新潟市北地区スポーツセンター（体育館）

ア 専用利用

室名	利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1時間につき）（円）
大体育室	スポーツ、体育及びレクリエーション	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	3,630

	エーションの 催物及び練習 の利用	い場合	入場料を徴収す る場合	7, 260
		営利又は営業 を目的とする 場合	—	47, 190
	上に掲げるも の以外の各種 の行事及び集 会の利用	営利又は営業 を目的としな い場合	入場料を徴収し ない場合	14, 520
			入場料を徴収す る場合	29, 040
		営利又は営業 を目的とする 場合	—	47, 190
多目的ル ーム	スポーツ、体 育及びレクリ エーションの 催物及び練習 の利用	営利又は営業 を目的としな い場合	入場料を徴収し ない場合	610
			入場料を徴収す る場合	1, 220
		営利又は営業 を目的とする 場合	—	7, 930
	上に掲げるも の以外の各種 の行事及び集 会の利用	営利又は営業 を目的としな い場合	入場料を徴収し ない場合	2, 440
			入場料を徴収す る場合	4, 880
		営利又は営業	—	7, 930

	を目的とする 場合	
備考 大体育室の利用が大体育室の面積の2分の1の面積の利用である場合の使用料の額は、この表に規定する使用料の額の2分の1の額とする。		

イ 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額 (円)
会議室	—	冷暖房設備を利 用しない場合 1時間につき	310
		冷暖房設備を利 用する場合 1 時間につき	490
暖房 (大体育室 (アリー ナ))	—	1時間につき	4,240
暖房 (大体育室 (観覧 席))	—	1時間につき	2,420
冷暖房 (多目的ルーム)	—	1時間につき	610
照明設備 (大体育室)	全点灯	1時間につき	1,210
電光得点板	1組	1時間につき	370
放送設備	一式	1時間につき	730
特殊電源	1キロワット時	1時間につき	30
ロッカー	—	1回につき	20

(3) 新潟市豊栄武道館 (専用利用)

利用目的	入場料の徴収の	使用料の額 (1時
------	---------	-----------

		有無	間につき) (円)
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	370
		入場料を徴収する場合	740
	営利又は営業を目的とする場合	—	4,810
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	1,480
		入場料を徴収する場合	2,960
	営利又は営業を目的とする場合	—	4,810

(4) 新潟市濁川運動広場

ア 庭球場

(ア) 専用利用

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額 (1面1時間につき) (円)
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	730
		入場料を徴収する場合	1,460
	営利又は営業を	—	9,490

	目的とする場合	
--	---------	--

(イ) 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額 (円)
照明設備	1面	1時間につき	430

イ 野球場

(ア) 専用利用

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額 (1時間につき) (円)
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	1,210
		入場料を徴収する場合	2,420
	営利又は営業を目的とする場合	—	15,730
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	4,840
		入場料を徴収する場合	9,680
	営利又は営業を目的とする場合	—	15,730

(イ) 附属設備

種類	利用区分	使用料の額 (円)
照明設備	1時間につき	4,240

(5) 新潟市豊栄木崎野球場 (専用利用)

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1面1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	1,820
		入場料を徴収する場合	3,640
	営利又は営業を目的とする場合	—	23,660
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	7,280
		入場料を徴収する場合	14,560
	営利又は営業を目的とする場合	—	23,660

(6) 新潟市東総合スポーツセンター（体育館）

ア 専用利用

室名	利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1時間につき）（円）
大体育室	スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	4,720
			入場料を徴収する場合	9,440
	営利又は営業を	—	61,360	

		目的とする場合		
	上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	18,880
入場料を徴収する場合			37,760	
営利又は営業を目的とする場合		—	61,360	
中体育室	スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	1,820
			入場料を徴収する場合	3,640
		営利又は営業を目的とする場合	—	23,660
	上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	7,280
			入場料を徴収する場合	14,560
		営利又は営業を目的とする場合	—	23,660
備考 大体育室の利用が、大体育室の面積の3分の1を超え2分の1以下の面積の利用である場合の使用料の額はこの表に規定する使用料の額の2分の1の額とし、大体育室の面積の3分の1以下の面積の利用である場合の使用料の額はこの表に規定する使用料の額の3分の1の額とする。				

イ 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額 (円)
研修室 1	—	冷暖房設備を利 用しない場合 1時間につき	370
		冷暖房設備を利 用する場合 1 時間につき	610
研修室 2	—	冷暖房設備を利 用しない場合 1時間につき	370
		冷暖房設備を利 用する場合 1 時間につき	610
会議室 1	—	冷暖房設備を利 用しない場合 1時間につき	310
		冷暖房設備を利 用する場合 1 時間につき	550
会議室 2	—	冷暖房設備を利 用しない場合 1時間につき	310
		冷暖房設備を利 用する場合 1	550

		時間につき	
会議室 3	—	冷暖房設備を利 用しない場合 1時間につき	3 1 0
		冷暖房設備を利 用する場合 1 時間につき	5 5 0
会議室 4	—	冷暖房設備を利 用しない場合 1時間につき	3 1 0
		冷暖房設備を利 用する場合 1 時間につき	5 5 0
選手控室 1	—	冷暖房設備を利 用しない場合 1時間につき	6 1 0
		冷暖房設備を利 用する場合 1 時間につき	9 7 0
選手控室 2	—	冷暖房設備を利 用しない場合 1時間につき	6 1 0
		冷暖房設備を利 用する場合 1	9 7 0

		時間につき	
暖房（大体育室）	—	1時間につき	12,100
暖房（中体育室）	—	1時間につき	2,420
冷房（大体育室）	—	1時間につき	30,250
照明設備（大体育室）	全点灯	1時間につき	1,210
電光得点板	1組	1時間につき	370
移動観覧席	一式	1日につき	12,100
放送設備（大体育室）	一式	1時間につき	730
放送設備（中体育室）	一式	1時間につき	370
特殊電源	1キロワット時	1時間につき	30
ロッカー	—	1回につき	20

(7) 新潟市中地区運動広場

ア 庭球場（専用利用）

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1面1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	730
		入場料を徴収する場合	1,460
	営利又は営業を目的とする場合	—	9,490

イ 野球場

(ア) 専用利用

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	1,820
		入場料を徴収する場合	3,640
	営利又は営業を目的とする場合	—	23,660
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	7,280
		入場料を徴収する場合	14,560
	営利又は営業を目的とする場合	—	23,660

(イ) 附属設備

種類	利用区分	使用料の額（円）
照明設備	1時間につき	4,240

(8) 新潟市庭球場（庭球場）

ア 専用利用

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1面1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び	営利又は営業を目的としない場	入場料を徴収しない場合	1,210

練習の利用	合	入場料を徴収する 場合	2,420
	営利又は営業を 目的とする場合	—	15,730

イ 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額(円)
会議室	—	冷暖房設備を使 用しない場合 1時間につき	370
		冷暖房設備を使 用する場合 1 時間につき	670
照明設備	1面	1時間につき	850
放送設備	一式	1時間につき	370
特殊電源	1キロワット時	1時間につき	30
ロッカー	—	1回につき	50

(9) 新潟市下山スポーツセンター

ア 屋内プール

(ア) 専用利用

利用目的		入場料の徴収の 有無	使用料の額(1 時間につき)(円)
スポーツ、体育及びレク リエーションの催物及び	営利又は営業を 目的としない場	入場料を徴収し ない場合	14,520

練習の利用	合	入場料を徴収する 場合	29,040
	営利又は営業を 目的とする場合	—	188,760

(イ) 附属設備

種類	利用区分	使用料の額 (円)
ロッカー	1回につき	20

イ トレーニング室 (附属設備)

種類	利用区分	使用料の額 (円)
ロッカー	1回につき	20

(10) 新潟市鳥屋野総合体育館

ア 体育室

(ア) 専用利用

室名	利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額 (1時間につき) (円)
大体育室	スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	4,240
			入場料を徴収する場合	8,480
		営利又は営業を目的とする場合	—	55,120
	上に掲げるものの以外の各種	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	16,960

	の行事及び集 会の利用	合	入場料を徴収す る場合	33,920
		営利又は営業を 目的とする場合	—	55,120
中体育室	スポーツ、体 育及びレクリ エーションの 催物及び練習 の利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	1,210
			入場料を徴収す る場合	2,420
		営利又は営業を 目的とする場合	—	15,730
	上に掲げるも の以外の各種 の行事及び集 会の利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	4,840
			入場料を徴収す る場合	9,680
		営利又は営業を 目的とする場合	—	15,730
備考 大体育室の利用が大体育室の面積の2分の1の面積の利用である場合の使用 料の額は、この表に規定する使用料の額の2分の1の額とする。				

(イ) 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額 (円)
体操練習室	—	暖房設備を利用 しない場合 1 時間につき	610
		暖房設備を利用	1,340

		する場合 1 時 間につき	
研修室	—	冷暖房設備を利 用しない場合 1 時間につき	4 3 0
		冷暖房設備を利 用する場合 1 時間につき	1, 0 3 0
役員室	—	冷暖房設備を利 用しない場合 1 時間につき	3 1 0
		冷暖房設備を利 用する場合 1 時間につき	5 5 0
指導員室	—	冷暖房設備を利 用しない場合 1 時間につき	3 1 0
		冷暖房設備を利 用する場合 1 時間につき	5 5 0
男子控室	—	暖房設備を利用 しない場合 1 時間につき	1 9 0
		暖房設備を利用	6 7 0

		する場合 1時間につき	
女子控室	—	暖房設備を利用しない場合 1時間につき	190
		暖房設備を利用する場合 1時間につき	670
暖房（大体育室（アリーナ））	—	1時間につき	4,240
暖房（大体育室（観覧席））	—	1時間につき	2,420
暖房（中体育室）	—	1時間につき	1,340
照明設備（大体育室）	全点灯	1時間につき	1,210
電光得点板	1組	1時間につき	370
放送設備	一式	1時間につき	730
特殊電源	1キロワット時	1時間につき	30
ロッカー	—	1回につき	20

イ 屋内プール

(ア) 専用利用

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び	営利又は営業を目的としない場	入場料を徴収しない場合	14,520

練習の利用	合	入場料を徴収する 場合	29,040
	営利又は営業を 目的とする場合	—	188,760

(イ) 附属設備

種類	利用区分	使用料の額 (円)
ロッカー	1回につき	20

ウ 武道館

(ア) 専用利用

室名	利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額 (1面1時間につき) (円)
柔道場及び剣道場	スポーツ、 体育及びレ クリエーシ ョンの催物 及び練習の 利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	670
			入場料を徴収す る場合	1,340
		営利又は営業を 目的とする場合	—	8,710
	上に掲げる もの以外の 各種の行事 及び集会の 利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	2,680
			入場料を徴収す る場合	5,360
			営利又は営業を 目的とする場合	—

弓道場	近的場	スポーツ、 体育及びレ クリエーシ ョンの催物 及び練習の 利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	1,340
				入場料を徴収す る場合	2,680
			営利又は営業を 目的とする場合	—	17,420
	遠的場	スポーツ、 体育及びレ クリエーシ ョンの催物 及び練習の 利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	970
				入場料を徴収す る場合	1,940
			営利又は営業を 目的とする場合	—	12,610
相撲場	スポーツ、 体育及びレ クリエーシ ョンの催物 及び練習の 利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	610	
			入場料を徴収す る場合	1,220	
		営利又は営業を 目的とする場合	—	7,930	

(イ) 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額 (円)
武道館会議室	—	冷暖房設備を利 用しない場合 1時間につき	370
		冷暖房設備を利	610

		用する場合 1 時間につき	
暖房（柔道場）	—	1時間につき	2,420
暖房（剣道場）	—	1時間につき	2,420
暖房（弓道場）	—	1時間につき	130
暖房（相撲場）	—	1時間につき	610
電光表示器	一式	1時間につき	370
ロッカー	—	1回につき	20

(11) 新潟市体育館

ア 専用利用

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	4,240
		入場料を徴収する場合	8,480
	営利又は営業を目的とする場合	—	55,120
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	16,960
		入場料を徴収する場合	33,920
	営利又は営業を目的とする場合	—	55,120

備考 利用面積が2分の1の面積である場合の使用料の額は、この表に規定する使用料の額の2分の1の額とする。

イ 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額（円）
北練習場	—	暖房設備を利用 しない場合 1 時間につき	610
		暖房設備を利用 する場合 1時 間につき	1,090
南練習場	—	暖房設備を利用 しない場合 1 時間につき	610
		暖房設備を利用 する場合 1時 間につき	1,090
応接室	—	冷暖房設備を利 用しない場合 1時間につき	310
		冷暖房設備を利 用する場合 1 時間につき	550
和室	—	冷暖房設備を利 用しない場合	310

		1時間につき	
		冷暖房設備を利用する場合 1時間につき	430
第1控室	—	冷暖房設備を利用しない場合 1時間につき	190
		冷暖房設備を利用する場合 1時間につき	310
第2控室	—	冷暖房設備を利用しない場合 1時間につき	190
		冷暖房設備を利用する場合 1時間につき	310
暖房（アリーナ）	—	1時間につき	4,240
暖房（観覧席）	—	1時間につき	2,420
冷房（アリーナ）	—	1時間につき	22,990
照明設備（大体育室）	全点灯	1時間につき	1,210
ピアノ	1台	1時間につき	2,000
スポットライト	1台	1時間につき	130
電光得点板	1組	1時間につき	370
放送設備	一式	1時間につき	730

特殊電源	1キロワット時	1時間につき	30
------	---------	--------	----

(12) 新潟市陸上競技場

ア 陸上競技場

(ア) 専用利用

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額	
スポーツ、 体育及びレ クリエーシ ョンの催物 及び練習の 利用	営利又は営 業を目的と しない場合	入場料を徴収し ない場合	1時間につき 4,240円	
	営利又は営 業を目的と する場合	入場料を徴収す る場合	1時間につき4,240円に利用し た時間数を乗じて得た額（以下この 表において「基本額」という。） に、1日につき、1人当たりの入場 料の最高額に300を乗じて得た額 を加算した額	
		入場料を徴収し ない場合	1時間につき 55,120円	
	上に掲げる もの以外の 各種の行事	営利又は営 業を目的と しない場合	入場料を徴収し ない場合	1時間につき 16,960円
		営利又は営 業を目的と する場合	入場料を徴収す る場合	入場料を徴収しない場合の区分に応 じて計算した額又は基本額に、1日 につき、1人当たりの入場料の最高 額に360を乗じて得た額を加算し た額のいずれか大きい方の額

及び集会の 利用		る場合	の入場料の最高額に300を乗じて 得た額を加算した額
	営利又は営 業を目的と する場合	入場料を徴収し ない場合	1時間につき 55,120円
		入場料を徴収す る場合	入場料を徴収しない場合の区分に応 じて計算した額又は基本額に、1日 につき、1人当たりの入場料の最高 額に360を乗じて得た額を加算し た額のいずれか大きい方の額

(イ) 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額 (円)
第1会議室	—	1時間につき	370
第3会議室	—	1時間につき	430
第4会議室	—	1時間につき	430
第5会議室A	—	1時間につき	310
第5会議室B	—	1時間につき	310
談話室	—	1時間につき	310
照明設備	全点灯	1時間につき	121,000
	3分の2点灯	1時間につき	84,700
	2分の1点灯	営利又は営業を 目的としない場 合 1時間につ き	13,310
		営利又は営業を	60,500

		目的とする場合 1時間につき	
	3分の1点灯	営利又は営業を 目的としない場 合 1時間につ き	9,080
		営利又は営業を 目的とする場合 1時間につき	42,350
	5分の1点灯	営利又は営業を 目的としない場 合 1時間につ き	6,050
		営利又は営業を 目的とする場合 1時間につき	24,200
電光得点表示板	一式	営利又は営業を 目的としない場 合 1時間につ き	1,210
		営利又は営業を 目的とする場合 1時間につき	2,420
放送設備	一式	1時間につき	730

写真判定装置		一式	1時間につき	4,540
ロッカー		—	1回につき	20
駐車場	普通自動車（長さが5メートル以下であり、かつ、幅が2メートル以下であるものに限る。）	1台	30分につき	100
	上に掲げるもの以外のもの	1台	30分につき	200
備考 上表の規定にかかわらず、駐車場については、市長が特に必要があると認める場合の使用料の額は、上表に規定する使用料の額の範囲内で市長が別に定める額とする。				

イ 補助競技場

(ア) 専用利用

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	1,210
		入場料を徴収する場合	2,420
	営利又は営業を目的とする場合	—	15,730
上に掲げるもの以外の各	営利又は営業を	入場料を徴収し	4,840

種の行事及び集会の利用	目的としない場合	ない場合	
		入場料を徴収する場合	9,680
	営利又は営業を目的とする場合	—	15,730
備考 陸上競技場を専用利用する者が補助競技場を利用する場合は、補助競技場の使用料は徴収しない。			

(イ) 附属設備

種類	利用区分	使用料の額 (円)
照明設備	1時間につき	2,060

(13) 新潟市山ニツ運動広場

ア 専用利用

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額 (1時間につき) (円)
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	1,210
		入場料を徴収する場合	2,420
	営利又は営業を目的とする場合	—	15,730
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	4,840
		入場料を徴収する場合	9,680

	営利又は営業を目的とする場合	—	15,730
--	----------------	---	--------

イ 附属設備

種類	利用区分	使用料の額 (円)
照明設備	1時間につき	730

(14) 新潟市亀田総合体育館

ア 体育館

(ア) 専用利用

室名	利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額 (1時間につき) (円)
大体育室	スポーツ、 体育及びレ クリエーシ ョンの催物 及び練習の 利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	4,240
			入場料を徴収する場合	8,480
		営利又は営業を目的とする場合	—	55,120
	上に掲げる もの以外の 各種の行事 及び集会の 利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	16,960
			入場料を徴収する場合	33,920
			営利又は営業を目的とする場合	—
中体育室	スポーツ、	営利又は営業を目的とする場合	入場料を徴収し	1,820

体育及びレ クリエーシ ョンの催物 及び練習の 利用	的としない場合	ない場合		
		入場料を徴収す る場合	3, 6 4 0	
上に掲げる もの以外の 各種の行事 及び集会の 利用	営利又は営業を目 的とする場合	—	2 3, 6 6 0	
		営利又は営業を目 的としない場合	入場料を徴収し ない場合	7, 2 8 0
			入場料を徴収す る場合	1 4, 5 6 0
	営利又は営業を目 的とする場合	—	2 3, 6 6 0	
備考 大体育室の利用が大体育室の面積の2分の1の面積の利用である場合の使用 料の額は、この表に規定する使用料の額の2分の1の額とする。				

(イ) 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額 (円)
会議室	—	冷暖房設備を利 用しない場合 1時間につき	3 7 0
		冷暖房設備を利 用する場合 1 時間につき	8 5 0
ミーティング室	—	冷暖房設備を利 用しない場合 1時間につき	4 3 0

		冷暖房設備を利用する場合 1時間につき	790
暖房（大体育室）	—	1時間につき	1,210
暖房（中体育室）	—	1時間につき	850
照明設備（大体育室）	全点灯	1時間につき	1,210
電光得点板	1組	1回につき	2,420
放送設備	一式	1回につき	3,630

イ テニスコート

(ア) 専用利用

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1面1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	970
		入場料を徴収する場合	1,940
	営利又は営業を目的とする場合	—	12,610

(イ) 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額（円）
照明設備	1面	1時間につき	970

ウ 屋内プール（専用利用）

利用目的	入場料の徴収の有無	使用料の額（1時
------	-----------	----------

		有無	間につき) (円)
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	14,520
		入場料を徴収する場合	29,040
	営利又は営業を目的とする場合	—	188,760

エ 武道場

(ア) 専用利用

室名	利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額 (1面1時間につき) (円)
柔道場及び剣道場	スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	670
			入場料を徴収する場合	1,340
		営利又は営業を目的とする場合	—	8,710
	上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	2,680
			入場料を徴収する場合	5,360
		営利又は営業を目的とする場合	—	8,710

(イ) 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額 (円)
冷房	1室	1時間につき	610
暖房	1室	1時間につき	1,460
放送設備	一式	1時間につき	730
ロッカー	—	1回につき	20
備考 「1室」とは、柔道場又は剣道場をいう。			

オ 屋内多目的運動場

(ア) 専用利用

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額 (1時間につき) (円)
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	3,630
		入場料を徴収する場合	7,260
	営利又は営業を目的とする場合	—	47,190
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	14,520
		入場料を徴収する場合	29,040
	営利又は営業を目的とする場合	—	47,190
備考 利用面積が2分の1の面積である場合の使用料の額は、この表に規定する使			

用料の額の2分の1の額とする。

(イ) 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額(円)
放送設備	一式	1時間につき	730

(15) 新潟市横越総合体育館

ア 体育館

(ア) 専用利用

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額(1時間につき)(円)
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	3,630
		入場料を徴収する場合	7,260
	営利又は営業を目的とする場合	—	47,190
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	14,520
		入場料を徴収する場合	29,040
	営利又は営業を目的とする場合	—	47,190
備考 利用面積が2分の1の面積である場合の使用料の額は、この表に規定する使用料の額の2分の1の額とする。			

(イ) 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額 (円)
ミーティングルーム	—	冷暖房設備を利 用しない場合 1時間につき	370
		冷暖房設備を利 用する場合 1 時間につき	490
会議室1	—	冷暖房設備を利 用しない場合 1時間につき	310
		冷暖房設備を利 用する場合 1 時間につき	370
会議室2	—	冷暖房設備を利 用しない場合 1時間につき	310
		冷暖房設備を利 用する場合 1 時間につき	370
身体障がい者観覧席	—	冷暖房設備を利 用しない場合 1時間につき	130
		冷暖房設備を利 用する場合 1	190

		時間につき	
暖房器具	1台	1時間につき	370
照明設備（体育館）	全点灯	1時間につき	1,210
電光得点板	1組	1回につき	1,210
放送設備	一式	1回につき	2,420
ロッカー	—	1回につき	20

イ 剣道場

(ア) 専用利用

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	670
		入場料を徴収する場合	1,340
	営利又は営業を目的とする場合	—	8,710
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	2,680
		入場料を徴収する場合	5,360
	営利又は営業を目的とする場合	—	8,710

(イ) 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額（円）
----	----	------	----------

暖房器具	1台	1時間につき	190
------	----	--------	-----

(16) 新潟市横越体育センター

ア 専用利用

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額(1時間につき)(円)
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	850
		入場料を徴収する場合	1,700
	営利又は営業を目的とする場合	—	11,050
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	3,400
		入場料を徴収する場合	6,800
	営利又は営業を目的とする場合	—	11,050
備考 利用面積が2分の1の面積である場合の使用料の額は、この表に規定する使用料の額の2分の1の額とする。			

イ 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額(円)
ミーティングルーム	—	冷暖房設備を利用しない場合 1時間につき	310

		冷暖房設備を利用する場合 1時間につき	370
暖房器具	1台	1時間につき	370

(17) 新潟市亀田運動広場（ふれあいドームの専用利用）

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	730
		入場料を徴収する場合	1,460
	営利又は営業を目的とする場合	—	9,490
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	2,920
		入場料を徴収する場合	5,840
	営利又は営業を目的とする場合	—	9,490
備考 利用面積が2分の1の面積である場合の使用料の額は、この表に規定する使用料の額の2分の1の額とする。			

(18) 新潟市秋葉区総合体育館

ア 専用利用

室名	利用目的	入場料の徴収の	使用料の額（1時
----	------	---------	----------

			有無	間につき) (円)	
大体育室	スポーツ、 体育及びレ クリエーシ ョンの催物	営利又は営業を目 的としない場合	入場料を徴収し ない場合	5,450	
			入場料を徴収す る場合	10,900	
	及び練習の 利用	営利又は営業を目 的とする場合	—	70,850	
	上に掲げる もの以外の 各種の行事 及び集会の 利用	営利又は営業を目 的としない場合	入場料を徴収し ない場合	21,800	
			入場料を徴収す る場合	43,600	
		営利又は営業を目 的とする場合	—	70,850	
	多目的ル ーム	スポーツ、 体育及びレ クリエーシ ョンの催物	営利又は営業を目 的としない場合	入場料を徴収し ない場合	610
				入場料を徴収す る場合	1,220
		及び練習の 利用	営利又は営業を目 的とする場合	—	7,930
上に掲げる もの以外の 各種の行事 及び集会の 利用		営利又は営業を目 的としない場合	入場料を徴収し ない場合	2,440	
			入場料を徴収す る場合	4,880	
		営利又は営業を目 的とする場合	—	7,930	

	的とする場合	
備考 大体育室の利用が大体育室の面積の3分の1の面積の利用である場合の使用料の額は、この表に規定する使用料の額の3分の1の額とする。		

イ 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額 (円)
会議室	—	冷暖房設備を利用しない場合 1時間につき	370
		冷暖房設備を利用する場合 1 時間につき	730
研修室	—	冷暖房設備を利用しない場合 1時間につき	370
		冷暖房設備を利用する場合 1 時間につき	730
冷暖房 (大体育室)	—	1時間につき	5,810
冷暖房 (多目的ルーム)	—	1時間につき	430
照明設備 (大体育室)	全点灯	1時間につき	1,820
電光得点板	一式	1時間につき	370
放送設備	一式	1時間につき	730
ロッカー	—	1回につき	20

(19) 新潟市新津地域学園

ア 体育館（専用利用）

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	610
		入場料を徴収する場合	1,220
	営利又は営業を目的とする場合	—	7,930
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	2,440
		入場料を徴収する場合	4,880
	営利又は営業を目的とする場合	—	7,930

イ 相撲場及び弓道場（専用利用）

室名	利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1時間につき）（円）
相撲場	スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	610
			入場料を徴収する場合	1,220
		営利又は営業を目的とする場合	—	7,930

		利用	的とする場合		
弓道 場	近的 場	スポーツ、 体育及びレ クリエーシ ョンの催物 及び練習の 利用	営利又は営業を目 的としない場合	入場料を徴収し ない場合	970
				入場料を徴収す る場合	1,940
			営利又は営業を目 的とする場合	—	12,610
	遠的 場	スポーツ、 体育及びレ クリエーシ ョンの催物 及び練習の 利用	営利又は営業を目 的としない場合	入場料を徴収し ない場合	610
				入場料を徴収す る場合	1,220
			営利又は営業を目 的とする場合	—	7,930

ウ 庭球場

(ア) 専用利用

利用目的		入場料の徴収の 有無	使用料の額（1面 1時間につき）（ 円）
スポーツ、体育及びレ クリエーションの催物 及び練習の利用	営利又は営業を目 的としない場合	入場料を徴収し ない場合	970
		入場料を徴収す る場合	1,940
	営利又は営業を目 的とする場合	—	12,610

(イ) 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額 (円)
照明設備	1面	1時間につき	250

(20) 新潟市新津B&G海洋センター(体育館)

ア 専用利用

室名	利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額 (1時間につき) (円)
体育室	スポーツ、 体育及びレ クリエーシ ョンの催物 及び練習の 利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	850
		合	入場料を徴収す る場合	1,700
	営利又は営業を 目的とする場合	—	11,050	
	上に掲げる もの以外の 各種の行事 及び集会の 利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	3,400
			入場料を徴収す る場合	6,800
		営利又は営業を 目的とする場合	—	11,050
トレーニ ングルー ム	スポーツ、 体育及びレ クリエーシ ョンの催物 及び練習の	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	610
			入場料を徴収す る場合	1,220
	営利又は営業を	—	7,930	

利用	目的とする場合		
上に掲げる もの以外の 各種の行事 及び集会の 利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	2, 440
		入場料を徴収す る場合	4, 880
	営利又は営業を 目的とする場合	—	7, 930

備考

- 1 体育室の利用が体育室の面積の2分の1の面積の利用である場合の使用料の額は、この表に規定する使用料の額の2分の1の額とする。
- 2 トレーニングルームの利用がトレーニングルームの面積の2分の1の面積の利用である場合の使用料の額は、この表に規定する使用料の額の2分の1の額とする。

イ 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額 (円)
ミーティングルーム	—	1時間につき	370
暖房機 (トレーニングルーム)	1台	1時間につき	250

(21) 新潟市小須戸体育館 (専用利用)

利用目的	入場料の徴収の有無	使用料の額 (1時間につき) (円)
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	入場料を徴収しない場合	1, 820

		入場料を徴収する 場合	3,640
	営利又は営業を 目的とする場合	—	23,660
上に掲げるもの以外の各 種の行事及び集会の利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	7,280
		入場料を徴収す る場合	14,560
	営利又は営業を 目的とする場合	—	23,660
備考 利用面積が2分の1の面積である場合の使用料の額は、この表に規定する使 用料の額の2分の1の額とする。			

(22) 新潟市新津武道館

ア 専用利用

利用目的		入場料の徴収の 有無	使用料の額（1面 1時間につき）（ 円）
スポーツ、体育及びレク リエーションの催物及び 練習の利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	670
		入場料を徴収す る場合	1,340
	営利又は営業を 目的とする場合	—	8,710
上に掲げるもの以外の各	営利又は営業を	入場料を徴収し	2,680

種の行事及び集会の利用	目的としない場合	ない場合	
		入場料を徴収する場合	5,360
	営利又は営業を目的とする場合	—	8,710

イ 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額 (円)
研修室	—	1時間につき	370
暖房機 (演武場)	1台	1時間につき	250

(23) 新潟市小須戸武道館

ア 専用利用

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額 (1面1時間につき) (円)
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	670
		入場料を徴収する場合	1,340
	営利又は営業を目的とする場合	—	8,710
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	2,680
		入場料を徴収する場合	5,360

	営利又は営業を 目的とする場合	—	8,710
--	--------------------	---	-------

イ 附属設備

種類	利用区分	使用料の額（円）
冷暖房	1時間につき	2,420

(24) 新潟市新津金屋運動広場

ア 野球場

(ア) 専用利用

利用目的		入場料の徴収の 有無	使用料の額
スポーツ、 体育及びレ クリエーシ ョンの催物 及び練習の 利用	営利又は営 業を目的と しない場合	入場料を徴収し ない場合	1時間につき 2,420円
		入場料を徴収す る場合	1時間につき2,420円に利用し た時間数を乗じて得た額（以下この 表において「基本額」という。） に、1日につき、1人当たりの入場 料の最高額に100を乗じて得た額 を加算した額
	営利又は営 業を目的と する場合	入場料を徴収し ない場合	1時間につき 31,460円
		入場料を徴収す る場合	入場料を徴収しない場合の区分に応 じて計算した額又は基本額に、1日 につき、1人当たりの入場料の最高 額に100を乗じて得た額を加算し

			た額のいずれか大きい方の額
上に掲げる もの以外の 各種の行事 及び集会の 利用	営利又は営 業を目的と しない場合	入場料を徴収し ない場合	1時間につき 9,680円
		入場料を徴収 する場合	基本額に、1日につき、1人当たり の入場料の最高額に100を乗じて 得た額を加算した額
	営利又は営 業を目的と する場合	入場料を徴収し ない場合	1時間につき 31,460円
		入場料を徴収す る場合	入場料を徴収しない場合の区分に応 じて計算した額又は基本額に、1日 につき、1人当たりの入場料の最高 額に100を乗じて得た額を加算し た額のいずれか大きい方の額

(イ) 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額 (円)
照明設備	—	1時間につき	4,840
スコアボード	一式	1時間につき	250
放送設備	一式	1時間につき	250

イ 多目的グラウンド (専用利用)

利用目的		入場料の徴収の 有無	使用料の額 (1時 間につき) (円)
スポーツ、体育及びレク リエーションの催物及び 練習の利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	2,420
	合	入場料を徴収す	4,840

		る場合	
	営利又は営業を 目的とする場合	—	31,460
上に掲げるもの以外の各 種の行事及び集会の利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	9,680
		入場料を徴収す る場合	19,360
	営利又は営業を 目的とする場合	—	31,460

(25) 新潟市新津東部運動広場（野球場の専用利用）

利用目的		入場料の徴収の 有無	使用料の額（1時 間につき）（円）
スポーツ、体育及びレク リエーションの催物及び 練習の利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	1,210
		入場料を徴収す る場合	2,420
	営利又は営業を 目的とする場合	—	15,730
上に掲げるもの以外の各 種の行事及び集会の利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	4,840
		入場料を徴収す る場合	9,680
	営利又は営業を 目的とする場合	—	15,730

(26) 新潟市新津七日町運動広場

ア 庭球場 (専用利用)

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額 (1面1時間につき) (円)
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	490
		入場料を徴収する場合	980
	営利又は営業を目的とする場合	—	6,370

イ 屋内ゲートボール場 (専用利用)

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額 (1面1時間につき) (円)
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	370
		入場料を徴収する場合	740
	営利又は営業を目的とする場合	—	4,810
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	1,480
		入場料を徴収する場合	2,960

		る場合	
	営利又は営業を 目的とする場合	—	4, 810

(27) 新潟市小須戸運動広場

ア 野球場

(ア) 専用利用

利用目的		入場料の徴収 の有無	使用料の額（1時 間につき）（円）
スポーツ、体育及びレク リエーションの催物及び 練習の利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収 しない場合	1, 820
		入場料を徴収 する場合	3, 640
	営利又は営業を 目的とする場合	—	23, 660
上に掲げるもの以外の各 種の行事及び集会の利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収 しない場合	7, 280
		入場料を徴収 する場合	14, 560
	営利又は営業を 目的とする場合	—	23, 660

(イ) 附属設備

種類	利用区分	使用料の額（円）
照明設備	1時間につき	3, 030

イ テニスコート

(ア) 専用利用

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1面1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	730
		入場料を徴収する場合	1,460
	営利又は営業を目的とする場合	—	9,490

(イ) 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額（円）
照明設備	1面	1時間につき	970

(28) 新潟市新津東町庭球場（専用利用）

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1面1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	730
		入場料を徴収する場合	1,460
	営利又は営業を目的とする場合	—	9,490

(29) 新潟市味方体育館

ア 体育室

(ア) 専用利用

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	850
	営利又は営業を目的とする場合	入場料を徴収する場合	1,700
		—	11,050
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	3,400
	営利又は営業を目的とする場合	入場料を徴収する場合	6,800
		—	11,050
備考 利用面積が2分の1の面積である場合の使用料の額は、この表に規定する使用料の額の2分の1の額とする。			

(イ) 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額（円）
暖房器具	1台	1時間につき	130

イ 柔道場

(ア) 専用利用

利用目的	入場料の徴収の有無	使用料の額（1時間につき）（円）

		有無	間につき) (円)
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	670
	合	入場料を徴収する場合	1,340
	営利又は営業を目的とする場合	—	8,710
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	2,680
	合	入場料を徴収する場合	5,360
	営利又は営業を目的とする場合	—	8,710

(イ) 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額 (円)
暖房器具	1台	1時間につき	130

(30) 新潟市白根野球場

ア 専用利用

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額 (円)
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	1時間につき 2,420円
	合	入場料を徴収する場合	1時間につき2,420円に利用した時間数を乗じて得た額 (以下この

及び練習の 利用			表において「基本額」という。)に 、1日につき、1人当たりの入場料 の最高額に100を乗じて得た額を 加算した額
	営利又は営 業を目的と する場合	入場料を徴収し ない場合	1時間につき 31,460円
		入場料を徴収す る場合	入場料を徴収しない場合の区分に応 じて計算した額又は基本額に、1日 につき、1人当たりの入場料の最高 額に100を乗じて得た額を加算し た額のいずれか大きい方の額
上に掲げる もの以外の 各種の行事 及び集会の 利用	営利又は営 業を目的と しない場合	入場料を徴収し ない場合	1時間につき 9,680円
		入場料を徴収す る場合	基本額に、1日につき、1人当たり の入場料の最高額に100を乗じて 得た額を加算した額
	営利又は営 業を目的と する場合	入場料を徴収し ない場合	1時間につき 31,460円
		入場料を徴収す る場合	入場料を徴収しない場合の区分に応 じて計算した額又は基本額に、1日 につき、1人当たりの入場料の最高 額に100を乗じて得た額を加算し た額のいずれか大きい方の額

イ 附属設備

種類	利用区分	使用料の額 (円)
照明設備	1時間につき	3,630

(31) 新潟市味方野球場

ア 専用利用

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額 (1時間につき) (円)
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	1,820
	営利又は営業を目的とする場合	入場料を徴収する場合	3,640
		—	23,660
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	7,280
		入場料を徴収する場合	14,560
	営利又は営業を目的とする場合	—	23,660

イ 附属設備

種類	利用区分	使用料の額 (円)
照明設備	1時間につき	3,030

(32) 新潟市月潟野球場

ア 専用利用

利用目的	入場料の徴収の有無	使用料の額 (1時間につき) (円)
------	-----------	--------------------

		有無	間につき) (円)
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	1, 210
		入場料を徴収する場合	2, 420
	営利又は営業を目的とする場合	—	15, 730
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	4, 840
		入場料を徴収する場合	9, 680
	営利又は営業を目的とする場合	—	15, 730

イ 附属設備

種類	利用区分	使用料の額 (円)
照明設備	1時間につき	3, 030

(33) 新潟市味方テニスコート

ア 専用利用

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額 (1面1時間につき) (円)
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	730
		入場料を徴収する場合	1, 460

		る場合	
	営利又は営業を 目的とする場合	—	9,490

イ 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額 (円)
照明設備	1面	1時間につき	730

(34) 新潟市月潟テニス場

ア 専用利用

利用目的		入場料の徴収の 有無	使用料の額 (1面 1時間につき) (円)
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を 目的としない場合	入場料を徴収しない場合	730
		入場料を徴収する場合	1,460
	営利又は営業を 目的とする場合	—	9,490

イ 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額 (円)
照明設備	1面	1時間につき	730

(35) 新潟市味方ゲートボール場 (屋内ゲートボール場)

ア 専用利用

利用目的		入場料の徴収の 有無	使用料の額 (1面 1時間につき) (円)

			円)
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	370
		入場料を徴収する場合	740
	営利又は営業を目的とする場合	—	4,810
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	1,480
		入場料を徴収する場合	2,960
	営利又は営業を目的とする場合	—	4,810

イ 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額 (円)
暖房器具	1台	1時間につき	130

(36) 新潟市西総合スポーツセンター

ア 体育館

(ア) 専用利用

室名	利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額 (1時間につき) (円)
大体育室	スポーツ、体育及びレクリエーションの	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	4,240
			入場料を徴収する場合	8,480

	催物及び練習 の利用	営利又は営業を 目的とする場合	る場合	—	55,120
	上に掲げるも の以外の各種 の行事及び集 会の利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	—	16,960
入場料を徴収す る場合			—	33,920	
営利又は営業を 目的とする場合		—	55,120		
中体育室	スポーツ、体 育及びレクリ エーションの 催物及び練習 の利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	—	1,210
			入場料を徴収す る場合	—	2,420
		営利又は営業を 目的とする場合	—	15,730	
	上に掲げるも の以外の各種 の行事及び集 会の利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	—	4,840
			入場料を徴収す る場合	—	9,680
		営利又は営業を 目的とする場合	—	15,730	
小体育室	スポーツ、体 育及びレクリ エーションの	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	—	610
			入場料を徴収す	—	1,220

催物及び練習 の利用	営利又は営業を 目的とする場合	る場合	
		—	7,930
	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	2,440
		入場料を徴収す る場合	4,880
上に掲げるも の以外の各種 の行事及び集 会の利用	営利又は営業を 目的とする場合	—	7,930
備考 大体育室の利用が大体育室の面積の2分の1の面積の利用である場合の使用料の額は、この表に規定する使用料の額の2分の1の額とする。			

(イ) 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額 (円)
研修室	—	冷暖房設備を利 用しない場合 1時間につき	370
		冷暖房設備を利 用する場合 1 時間につき	610
暖房 (大体育室 (アリー ナ))	—	1時間につき	4,240
暖房 (大体育室 (観覧席))	—	1時間につき	2,420
暖房 (中体育室)	—	1時間につき	1,340

暖房（小体育室）	—	1時間につき	490
照明設備（大体育室）	全点灯	1時間につき	1,210
電光得点板	1組	1時間につき	370
放送設備	一式	1時間につき	730
特殊電源	1キロワット時	1時間につき	30
ロッカー	—	1回につき	20

イ 庭球場

(ア) 専用利用

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1面1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	970
		入場料を徴収する場合	1,940
	営利又は営業を目的とする場合	—	12,610

(イ) 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額（円）
照明設備	1面	1時間につき	370

ウ 屋内プール

(ア) 専用利用

利用目的	入場料の徴収の有無	使用料の額（1時間につき）（円）
------	-----------	------------------

スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	14,520
		入場料を徴収する場合	29,040
	営利又は営業を目的とする場合	—	188,760

(イ) 附属設備

種類	利用区分	使用料の額 (円)
ロッカー	1回につき	20

エ 屋内ゲートボール場

(ア) 専用利用

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額 (1時間につき) (円)
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	3,630
		入場料を徴収する場合	7,260
	営利又は営業を目的とする場合	—	47,190
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	14,520
		入場料を徴収する場合	29,040
	営利又は営業を目的とする場合	—	47,190

	目的とする場合		
備考 利用面積が3分の1の面積である場合の使用料の額は、この表に規定する使用料の額の3分の1の額とする。			

(イ) 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額(円)
暖房器具	1台	1時間につき	250

オ アーチェリー場(専用利用)

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額(1時間につき)(円)
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	2,910
		入場料を徴収する場合	5,820
	営利又は営業を目的とする場合	—	37,830
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	11,640
		入場料を徴収する場合	23,280
	営利又は営業を目的とする場合	—	37,830

(37) 新潟市黒埼地区総合体育館

ア 体育館

(ア) 専用利用

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	2,420
		入場料を徴収する場合	4,840
	営利又は営業を目的とする場合	—	31,460
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	9,680
		入場料を徴収する場合	19,360
	営利又は営業を目的とする場合	—	31,460
備考 利用面積が2分の1の面積である場合の使用料の額は、この表に規定する使用料の額の2分の1の額とする。			

(イ) 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額（円）
1階会議室	—	1時間につき	310
2階会議室	—	冷房設備を使用しない場合 1時間につき	370
		冷房設備を使用する場合 1時	490

		間につき	
暖房（体育館（アリーナ））	—	1時間につき	3,650
暖房（体育館（観覧席））	—	1時間につき	2,040
暖房器具（体育館）	1台	1時間につき	650
暖房器具（会議室）	1台	1時間につき	70
備考 体育館の暖房の利用が、その全基数の2分の1に相当する数の利用である場合の使用料の額は、この表に規定する使用料の額の2分の1の額とする。			

イ 武道館（専用利用）

室名	利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1面1時間につき）（円）
柔道場及び剣道場	スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	670
		合	入場料を徴収する場合	1,340
		営利又は営業を目的とする場合	—	8,710
	上に掲げるものの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	2,680
入場料を徴収する場合			5,360	

		営利又は営業を 目的とする場合	—	8,710
相撲場	スポーツ、体 育及びレクリ エーションの 催物及び練習 の利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	610
			入場料を徴収す る場合	1,220
		営利又は営業を 目的とする場合	—	7,930

(38) 新潟市黒埼地区野球場

ア 専用利用

利用目的		入場料の徴収の 有無	使用料の額（1時 間につき）（円）
スポーツ、体育及びレク リエーションの催物及び 練習の利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	1,210
		入場料を徴収す る場合	2,420
	営利又は営業を 目的とする場合	—	15,730
上に掲げるもの以外の各 種の行事及び集会の利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	4,840
		入場料を徴収す る場合	9,680
	営利又は営業を 目的とする場合	—	15,730

イ 附属設備

種類	利用区分	使用料の額 (円)
照明設備	1時間につき	3,630

(39) 新潟市西川総合体育館

ア 専用利用

室名	利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額 (1時間につき) (円)
大体育室	スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	3,630
			入場料を徴収する場合	7,260
		営利又は営業を目的とする場合	—	47,190
	上に掲げるものの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	14,520
			入場料を徴収する場合	29,040
		営利又は営業を目的とする場合	—	47,190
多目的ルーム	スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	610
			入場料を徴収する場合	1,220

の利用	営利又は営業を 目的とする場合	—	7,930
上に掲げるも の以外の各種 の行事及び集 会の利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	2,440
		入場料を徴収す る場合	4,880
	営利又は営業を 目的とする場合	—	7,930

備考 大体育室の利用が大体育室の面積の2分の1の面積の利用である場合の使用料の額は、この表に規定する使用料の額の2分の1の額とする。

イ 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額（円）
会議室	—	冷暖房設備を利 用しない場合 1時間につき	310
		冷暖房設備を利 用する場合 1 時間につき	550
冷暖房（多目的ルーム）	—	1時間につき	490
照明設備（大体育室）	全点灯	1時間につき	1,210
電光得点板	一式	1時間につき	370
放送設備	一式	1回につき	730
特殊電源	1キロワット時	1時間につき	30
ロッカー	—	1回につき	20

(40) 新潟市巻体育館（専用利用）

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	610
		入場料を徴収する場合	1,220
	営利又は営業を目的とする場合	—	7,930
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	2,440
		入場料を徴収する場合	4,880
	営利又は営業を目的とする場合	—	7,930
備考 利用面積が2分の1の面積である場合の使用料の額は、この表に規定する使用料の額の2分の1の額とする。			

(41) 新潟市岩室体育館（専用利用）

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	2,420
		入場料を徴収する場合	4,840

	営利又は営業を 目的とする場合	—	31,460
上に掲げるもの以外の各 種の行事及び集会の利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	9,680
		入場料を徴収す る場合	19,360
	営利又は営業を 目的とする場合	—	31,460
備考 利用面積が2分の1の面積である場合の使用料の額は、この表に規定する使 用料の額の2分の1の額とする。			

(42) 新潟市西川体育センター（体育館の専用利用）

利用目的		入場料の徴収の 有無	使用料の額（1時 間につき）（円）
スポーツ、体育及びレク リエーションの催物及び 練習の利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	850
		入場料を徴収す る場合	1,700
	営利又は営業を 目的とする場合	—	11,050
上に掲げるもの以外の各 種の行事及び集会の利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	3,400
		入場料を徴収す る場合	6,800
	営利又は営業を	—	11,050

	目的とする場合	
備考 利用面積が2分の1の面積である場合の使用料の額は、この表に規定する使用料の額の2分の1の額とする。		

(43) 新潟市中之口体育館

ア 体育館

(ア) 専用利用

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額(1時間につき)(円)
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	2,420
		入場料を徴収する場合	4,840
	営利又は営業を目的とする場合	—	31,460
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	9,680
		入場料を徴収する場合	19,360
	営利又は営業を目的とする場合	—	31,460
備考 利用面積が2分の1の面積である場合の使用料の額は、この表に規定する使用料の額の2分の1の額とする。			

(イ) 附属設備

種類	利用区分	使用料の額(円)
----	------	----------

会議室	1時間につき	310
-----	--------	-----

イ 柔剣道場（専用利用）

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	670
		入場料を徴収する場合	1,340
	営利又は営業を目的とする場合	—	8,710
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	2,680
		入場料を徴収する場合	5,360
	営利又は営業を目的とする場合	—	8,710

(44) 新潟市漆山グラウンド（専用利用）

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	610
		入場料を徴収する場合	1,220
	営利又は営業を目的とする場合	—	7,930

	目的とする場合		
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	2, 4 4 0
		入場料を徴収する場合	4, 8 8 0
	営利又は営業を目的とする場合	—	7, 9 3 0

(45) 新潟市岩室野球場

ア 専用利用

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	1, 2 1 0
		入場料を徴収する場合	2, 4 2 0
	営利又は営業を目的とする場合	—	1 5, 7 3 0
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	4, 8 4 0
		入場料を徴収する場合	9, 6 8 0
	営利又は営業を目的とする場合	—	1 5, 7 3 0

イ 附属設備

種類	利用区分	使用料の額 (円)
照明設備	1時間につき	3,630

(46) 新潟市西川野球場

ア 専用利用

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額 (1時間につき) (円)
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	1,210
		入場料を徴収する場合	2,420
	営利又は営業を目的とする場合	—	15,730
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	4,840
		入場料を徴収する場合	9,680
	営利又は営業を目的とする場合	—	15,730

イ 附属設備

種類	利用区分	使用料の額 (円)
照明設備	1時間につき	3,740

(47) 新潟市中之口野球場

ア 専用利用

利用目的	入場料の徴収の有無	使用料の額 (1時間につき) (円)
------	-----------	--------------------

		有無	間につき) (円)
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	1,820
		入場料を徴収する場合	3,640
	営利又は営業を目的とする場合	—	23,660
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	7,280
		入場料を徴収する場合	14,560
	営利又は営業を目的とする場合	—	23,660

イ 附属設備

種類	利用区分	使用料の額 (円)
照明設備	1時間につき	4,000

(48) 新潟市スポーツパーク西川

ア テニスコート

(ア) 専用利用

利用目的	入場料の徴収の有無	使用料の額 (1面1時間につき) (円)
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び	営利又は営業を目的としない場合 入場料を徴収しない場合	730

練習の利用	合		
		入場料を徴収する 場合	1,460
	営利又は営業を 目的とする場合	—	9,490

(イ) 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額 (円)
照明設備	1面	1時間につき	1,210

イ 屋根付きゲートボール場 (専用利用)

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額 (1面1時間につき) (円)
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	370
		入場料を徴収する場合	740
	営利又は営業を目的とする場合	—	4,810
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	1,480
		入場料を徴収する場合	2,960
	営利又は営業を目的とする場合	—	4,810

ウ 多目的グラウンド（専用利用）

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	2,420
		入場料を徴収する場合	4,840
	営利又は営業を目的とする場合	—	31,460
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	9,680
		入場料を徴収する場合	19,360
	営利又は営業を目的とする場合	—	31,460

(49) 新潟市岩室緑地広場テニスコート（専用利用）

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1面1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	730
		入場料を徴収する場合	1,460
	営利又は営業を目的とする場合	—	9,490

	目的とする場合		
--	---------	--	--

(50) 新潟市中之ロテニスコート

ア 専用利用

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1面1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	490
		入場料を徴収する場合	980
	営利又は営業を目的とする場合	—	6,370

イ 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額（円）
照明設備	1面	1時間につき	390

(51) 新潟市潟東サルビアサッカー場

ア 専用利用

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	3,030
		入場料を徴収する場合	6,060
	営利又は営業を	—	39,390

	目的とする場合		
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	12,120
		入場料を徴収する場合	24,240
	営利又は営業を目的とする場合	—	39,390
備考 利用面積が2分の1の面積である場合の使用料の額は、この表に規定する使用料の額の2分の1の額とする。			

イ 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額（円）
照明設備	一式	1時間につき	1,210
ロッカー	—	1回につき	20
備考 照明設備の利用が、その全基数の2分の1に相当する数の利用である場合の使用料の額は、この表に規定する使用料の額の2分の1の額とする。			

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項から第4項までの規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の新潟市体育施設条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

（適用区分）

- 3 新条例別表第2の規定は、施行日以後の体育施設の利用に係る使用料について適用し、施行日前の体育施設の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 4 前項の規定にかかわらず、施行日前に体育施設で発行した回数券及び定期券は、施行日以後に当該施設で発行した回数券及び定期券とみなして、使用することができる。この場合において、定期券については、当該定期券に記載された利用期間内に限り、使用することができるものとする。